

参考

[根拠法令]

《建築物における衛生的環境の確保に関する法律》

第12条の2 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- (1) 建築物における清掃を行う事業
 - (2) 建築物における空気環境の測定を行う事業
 - (3) 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
 - (4) 建築物における飲料水の水質検査を行う事業
 - (5) 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
 - (6) 建築物の排水管の清掃を行う事業
 - (7) 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業
 - (8) 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業
- 2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

[基準法令]

《建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則》

(建築物清掃業の登録基準)

第25条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第1号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第26条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第2号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準)

第26条の3 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第3号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第27条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第4号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)

第28条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第5号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物排水管清掃業の登録基準)

第28条の3 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第6号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第29条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第7号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(建築物環境衛生総合管理業の登録基準)

第30条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第8号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

《清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成 14 年 3 月 26 日付け厚生労働省告示第 117 号）》

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)第 25 条第 4 号、第 26 条第 3 号、第 26 条の 2 第 4 号、第 27 条第 4 号、第 28 条第 6 号、第 28 条の 2 第 6 号、第 29 条第 5 号及び第 30 条第 8 号の規定に基づき、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準を次のように定め、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準

第一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「規則」という。)

第 25 条第 4 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第二 規則第 26 条第 3 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第三 規則第 26 条の 3 第 4 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第四 規則第 27 条第 4 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第五 規則第 28 条第 6 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第六 規則第 28 条の 3 第 6 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第七 規則第 29 条第 5 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

第八 規則第 30 条第 8 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

(以下、略。)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。